

第一回検討会に係る補足資料

出入国在留管理庁

入管庁から通知の発出等を行っていないが、第三国定住難民の定住先候補地となった自治体に対しては、RHQから受入れ後の円滑な連携のため、定住前に以下の説明を行っているほか、広報活動も実施している。

主な説明内容

- 事業概要(別添参照)
- 転入を予定している難民の情報
(年齢層、住居候補、就労先、家族構成、保育所及び小中学校への編入の有無)
- 地域定住支援団体の候補及び日本語教育支援団体の候補に係る調整状況
- 定住後に想定される支援内容

RHQによる広報活動

- 一般市民を対象とした難民理解講座等での事業紹介
- 入管庁からの依頼によるインフォメーション・キャンペーン用資料の作成協力及び翻訳
- 内閣官房副長官補室からの依頼による広報資料等の撮影・翻訳
- ホームページ・SNSでの事業紹介、難民本人のインタビュー記事掲載

第三国定住事業の概要



第三国定住とは

◆ 難民キャンプ等で一時的な庇護を受けたが、依然として生命、安全、自由が脅かされている難民を当初庇護を求めた国から、新たに受入れに合意した第三国に移動させ、長期的な滞在権利を与えること

第三国定住の意義

- ◆ 自発的帰還及び第一次庇護国への定住と並ぶ難民問題の恒久的解決策の一つ
- ◆ 国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) は、難民問題に関する負担分担の適正化の観点から第三国定住を重視し、日本を含む各国に対してその受入れを要請
- ◆ 国際貢献及び人道支援の観点から実施
- ◆ 日本はアジア初の第三国定住難民の受入れ国

政府の受入れ体制

◆ 内閣に設置された難民対策連絡調整会議の構成省庁において、難民の受け入れ事業を実施

※「難民対策連絡調整会議」構成省庁：内閣官房、総務省、警察庁、出入国在留管理庁、外務省、文科省、厚労省等

事業概要

- ◆ 平成20年12月の閣議了解及び難民対策連絡調整会議の決定に基づき平成22年度より開始。
- ◆ 平成22年度から同26年度までは、タイの難民キャンプに滞在するミャンマー難民、平成27年度からは、マレーシアに滞在するミャンマー難民を受入れた。令和元年6月の閣議了解に基づき、令和2年度以降はアジア地域に滞在する難民(家族世帯・単身者)及び第三国定住により受け入れた難民の親族を対象として年1~2回受入れを決定。コロナ禍における中断期間を経て、令和4年度から年2回計約60名に受け入れ拡大。これまでに**135世帯332人受入れ**。

	受入年度	受入人数(世帯数)	当初の定住先
第1陣~ 第10陣	平成22年 ~ 令和元年	194人(50世帯) ※第3陣(平成24年)の受入人数は0人。難民側の意向により辞退。	三重県鈴鹿市(3世帯)、千葉県千葉市(18世帯)、東金市(2世帯)、埼玉県三郷市(4世帯)、春日部市(4世帯)、広島県呉市(5世帯)、神奈川県藤沢市(3世帯)、兵庫県神戸市(5世帯)、愛知県名古屋(4世帯)、春日井市(2世帯)
第11陣	令和4年	6人(4世帯)	神奈川県横浜市(2世帯)、藤沢市(2世帯)
第12陣	令和4年	29人(16世帯)	埼玉県草加市(11世帯)、千葉県千葉市(4世帯)、東京都練馬区(1世帯)
第13陣	令和5年	21人(20世帯)	東京大田区(4世帯)、台東区(4世帯)、荒川区(1世帯)、埼玉県草加市(5世帯)、北本市(1世帯)、行田市(2世帯)、大阪府泉佐野市(3世帯)
第14陣	令和5年	26名(11世帯)	千葉県千葉市(6世帯)、神奈川県横浜市(5世帯)
第15陣	令和6年	29名(21世帯)	愛知県春日井市(11世帯)、静岡県掛川市(4世帯)、埼玉県川口市(2世帯)、草加市(1世帯)、行田市(1世帯)、大阪府豊中市(1世帯)、東京都台東区(1世帯)
第16陣	令和6年	18名(11世帯)	大阪府大阪市(6世帯)、神奈川県横浜市(3世帯)、東京都三鷹市(1世帯) ※他1世帯1名は、呼び寄せ家族。RHQ支援センターに入所なし。
第17陣	令和7年	9名(2世帯)	調整中

◆ 家族世帯の定住先の要件は、①難民を雇用する職場、②難民の収入に見合った住居、③(幼児がいる難民家族について)入所可能な保育所、④日本語学習環境、⑤公共交通機関等で生活が可能であること。単身者の定住先の要件は、職場と住居(寮など)が主に必要となる。

第三国定住難民の入国から定住までの支援の流れ

入国

定住支援プログラム

転居

定住後の支援 (定住先地域)

定住支援プログラム 実施期間:約6ヵ月間 月-金 9:30-15:50

- 定住支援プログラムは難民事業本部が実施します
定住支援施設で実施。難民は施設近隣の宿泊施設から通学。
 - 日本語教育(572授業時間*)…日常生活に必要な日本語(聞く・話す・読む・書く)の習得。
 - ◆大人クラス:進捗別少人数教育体制。
 - ◆子どもクラス:教科内容を取り入れた授業を実施。
 - 生活ガイダンス(120授業時間*)…日本の生活に必要な知識を通訳を介して指導。
 - ◆指導内容例:ごみの出し方・日本の法律・医療・健康管理・防災知識・社会保障制度・日本文化など
 - ◆学校体験(児童のみ):施設近隣の小学校で数週間体験入学を実施。
 - 職業相談・紹介…専門の相談員が職業相談・職業あっせんを実施。履歴書の書き方、面接の受け方、職場見学や就職後の指導も行う。
 - 定住に向けた準備…定住先地域での住居の確保、就労先の確保、保育所・学校等への受入れに向けた調整(自治体等関係機関と連携して実施)
- 未就学年齢児童には保育士による保育を実施

※1授業時間=45分

地域定住支援

- 定住後は地域定住支援団体が支援します
地域定住支援団体(支援員)として難民事業本部から委嘱を受けた団体や個人が、難民が定住先地域で生活を開始・継続するにあたって、必要となる様々な支援を行います。また、難民事業本部と地域定住支援団体が連携して必要に応じて通訳支援を実施します。
- 日常生活支援…転入・新生活開始に伴う諸手続きの支援、通学・通勤の指導、ゴミ出しなど日常生活のルールの指導、病院受診の補助などを行います。
- 職場での支援…難民の雇用企業および雇用を予定している企業に対して、助成金を支給するほか、就職後も職場に適應できるよう、専門のスタッフによる相談や支援等のアフターケアを実施しています。
- 日本語教育支援…地域で難民が日本語学習を継続できる環境を整備するとともに、難民を受入れてくださる地域の日本語教室へ支援を行います。



生活ガイダンス



日本語教育(子供クラス)



職場での支援

第三国定住難民の定住地に必要な社会環境

①難民を雇用する**職場**があること

②難民の収入に見合った**住居**

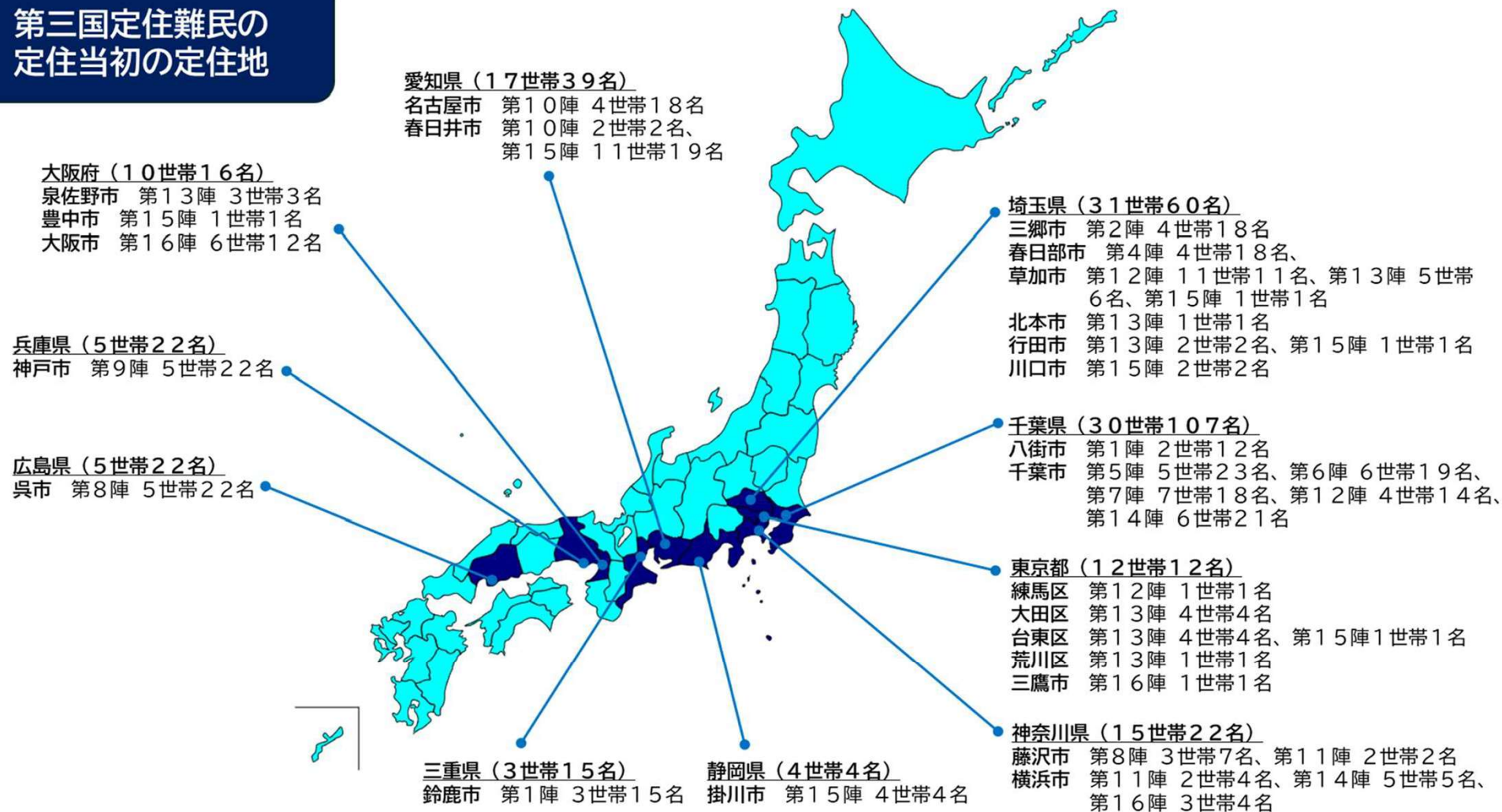
(保証人が不要で初期費用が安価な住居)

③(幼児がいる家族について)入所可能な**保育所**があること

④**日本語学習**環境があること

⑤**自転車**または公共交通機関で**生活が可能**であること

第三国定住難民の 定住当初の定住地



※各都市における世帯数・人数は各陣の定住当初の数字を集計しています。

2025年5月難民事業本部作成

第三国定住難民の雇用形態、転居状況及び転居理由について

第三国定住難民（第11陣～第16陣）の雇用形態（定住時点）

単位（人）

合計	正社員	正社員以外	派遣	請負	その他
104	39	54	3	1	7

*RHQによる職業あっせん等を実施した企業における雇用形態

*「正社員以外」：「契約社員」「フルタイム準社員」「パート」を指す

第三国定住難民（第11陣～第16陣）の転居状況（令和8年3月20日時点）

単位（世帯）

転居世帯	単身	家族
30	27	3

単位（世帯）

全世帯	単身	家族
83	64	19

転居理由

- ・ 本人希望（詳細は不明）（8世帯）
- ・ 転職（6世帯）
- ・ 不明、把握していない（5世帯）
- ・ 婚姻・家族統合（4世帯）
- ・ 通勤時間短縮のため（1世帯）
- ・ マイホーム購入（3世帯）
- ・ 物件の取り壊し（1世帯）
- ・ 同居解消に伴う家賃負担増（1世帯）
- ・ 同じアパートでの部屋移動（1世帯）

外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策
(地方自治体に対する支援について)

外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策（概要）

新たに設置された関係閣僚会議の下、外国人との秩序ある共生社会の実現に向け、新たにとりまとめ

I 基本的な考え方

- 一部の外国人による、我が国の法やルールを逸脱する行為・制度の不適正利用について、国民が感じている不安や不公平感に対処する必要
- 入国前の日本語教育及び社会規範等の理解促進、法やルールを逸脱する行為に対する公正・厳正な対処、事実・実態を把握した上での制度適正化、正確かつ十分な情報公開、関係機関間の情報共有・相互連携といった取組により、安全・安心な社会を実現
- その上で、我が国の法やルールの中で、国民と外国人の双方が安全・安心に生活し、共に繁栄する社会の実現を目指す必要

II 国民の安全・安心のための取組

第1 既存のルールの遵守、各種制度の適正化に向けた取組

1 出入国・在留管理等の適正化・外国人受入れについて

- | | |
|-------------|--|
| R8 | ○不法滞在者ゼロプランの強力な推進（5年以内に難民認定申請の平均処理期間を6月以内・退去強制が確定した外国人を半減）
○外国人に関わる各種施策・出入国在留管理の体制を強化・拡充
○帰化の審査において、永住許可との整合性も勘案した厳格化を検討 |
| R8/R9 | ○永住者の審査の厳格な運用、許可基準の見直し |
| R10 | ○電子渡航認証制度（JESTA）の導入 |
| 具体化に向け直ちに着手 | ○日本語や制度・ルール等を学習するプログラムの創設、受講及び内容の理解を在留審査（永住者の審査を含む。）の要素とすることを検討
○海外事例を参考に、退去強制事由の拡大（対象犯罪の拡大）について、検討
○国・地方自治体・受入れ機関等の役割分担、在留資格の適正化や関連する将来推計を踏まえた受入れの在り方等の総合的な検討 |

2 外国人制度の適正化等について

- | | |
|-------------|---|
| R8 | ○来日前・来日後の日本語教育の充実（大人：自治体への財政支援等/こども：国が初期支援の方策を検討等）
○日本語教師の養成・研修及び社会的地位の向上
○各種民泊データの一元管理を通じた仲介サイトからの違法民泊の確実な排除
○オーバーツーリズム対策の集中的実施・抜本的強化、特定の都市・地域への集中の是正と観光客の分散の推進 |
| R8/R9 | ○医療費不払のある訪日外国人の情報を共有するシステムの基準額引下げ（R8）、対象の中長期在留者への拡大（R9） |
| R9 | ○入管庁と関係機関との税・国保料等のマイナンバー等による情報連携の在留審査等への活用（R9） |
| 具体化に向け直ちに着手 | ○外国人学校への補助金等の状況の公表等による適正かつ透明な執行確保、外国人留学生の在籍管理の適正を欠く大学等の指定・公表
○公営住宅・UR賃貸住宅等への新規入居者の国籍等の把握、追加的な対応の検討 |

第2 土地取得等のルールの在り方を含む、国土の適切な利用及び管理に向けた取組

- | | |
|-------------|---|
| R8 | ○不動産登記、森林法をはじめ、土地関連制度において国籍を把握
○安全保障の観点からの土地取得等のルールについて、立法事実を整理し、他国の例も参考に、骨格をとりまとめ（R8年夏） |
| R9以降 | ○不動産登記の国籍把握を踏まえ、国内居住者を含む外国人によるマンション取得実態を把握
○国籍情報を含む、統一的な考え方による地下水採取の実態把握や地下水の適正な保全と利用の仕組みについて検討
○土地所有等情報の更なる透明性向上に向け、法人の実質的支配者の把握強化の検討（FATF（金融活動作業部会）対日審査対応との連携）
○無主の離島の国有財産化や、安全保障の観点から必要な場合には離島の土地の取引等のルール化を含めて対策を検討
○国内居住者を含む外国人によるマンション取得の実態が明らかになれば、諸外国の取組も参考に、必要な対応策を検討 |
| 具体化に向け直ちに着手 | |

III 外国人が日本社会に円滑に適應するための取組

- | | |
|---------------------------------|-------------------------|
| ・ 情報発信・相談体制の強化 | ・ ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援 |
| ・ 交付金の在り方の見直しを含む、地方公共団体への支援策の拡充 | ・ 秩序ある共生社会の実現に向けた、意識醸成 |

I 基本的な考え方

- 一部の外国人による、我が国の法やルールを逸脱する行為・制度の不適正利用について、国民が感じている不安や不公平感に対処する必要
- 入国前の日本語教育及び社会規範等の理解促進、法やルールを逸脱する行為に対する公正・厳正な対処、事実・実態を把握した上での制度適正化、正確かつ十分な情報公開、関係機関間の情報共有・相互連携といった取組により、安全・安心な社会を実現
- その上で、我が国の法やルールの中で、国民と外国人の双方が安全・安心に生活し、共に繁栄する社会の実現を目指す必要

II 国民の安全・安心のための取組

第1 既存のルールの遵守、各種制度の適正化に向けた取組

1 出入国・在留管理等の適正化・外国人受入れについて

(1) 出入国管理DXの推進を含む出入国管理の適正化

- 電子渡航認証制度（JESTA）導入（R10年度中）により、事前チェックを通じた厳格な審査と入国審査待ち時間の大幅な削減を着実に実現

(2) 在留管理の一層の適正化

ア 在留資格の審査の厳正な運用

① マイナンバー等を活用した関係機関による情報連携の更なる活用を含む在留管理DXの推進等

- 入管庁が関係機関から国民健康保険料及び国民年金保険料の納付情報、地方税の課税情報、医療保険被保険者等資格情報等の提供を受け、また、入管庁が関係機関に対して、国籍、在留資格情報、出入国関連情報等を提供（R9.3以降）

② 在留カード等とマイナンバーカードの原則一体化

- 特定在留カード等の運用を開始後、特定在留カード等の普及促進に向けた積極的な施策を実施（R8.6）
- 運用状況やDXの推進状況を踏まえ、全ての在留外国人が原則として特定在留カード等を取得するための方策を検討する

イ 在留資格等の在り方・帰化の厳格化の検討

① 特定技能制度及び育成就労制度による適正な受入れ

- 特定技能制度及び育成就労制度の受入れ対象分野における更なる生産性向上による省人化、国内人材確保の取組の推進、状況に応じた受入れの停止や受入れ見込数の再設定等の対応を不断に検討

② 在留資格「経営・管理」に係る適正化

- 「経営・管理」について、今後、実態調査や公租公課の履行状況等を踏まえて在留中の者の事業実態の把握に努め、運用状況を踏まえ、更なる改善方策について検討。また、許可基準の改正後の運用状況も踏まえ、制度趣旨に沿った受入れとなるよう、更なる改善方策について検討

③ 在留資格「技術・人文知識・国際業務」に係る適正化

- 「技術・人文知識・国際業務」について、資格該当性のない業務に従事させている疑いのある受入れ機関や派遣先における活動状況を調査し、審査の厳格な運用を行うとともに許可の在り方を検討

④ 在留資格「留学」に係る適正化

- 留学生の資格外活動の実態等を踏まえつつ、資格外活動許可及びその管理の在り方について検討

⑤ 在留資格「永住者」の在り方の検討

- 「永住者」について、審査の厳格な運用を行うとともに許可の在り方を検討し、「永住者」の在留資格の取消しについて、ガイドラインの策定を含め、運用開始に向けて必要な準備の推進（R9）

- 永住許可基準について、永住許可を行う趣旨を踏まえた独立生計要件や国益要件に関する見直し、日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムの受講を条件とすること等の検討、改正法（R9）の施行状況を踏まえ、取消事由の範囲の拡大を含む、更なる検討を推進

⑥ 帰化の厳格化の検討

- 帰化の審査において、永住許可の審査との整合性の観点から、原則として10年以上在留し、日本社会に融和していることが必要であることなど、帰化の厳格化のための審査の在り方の検討を推進

II 国民の安全・安心のための取組

第1 既存のルールの遵守、各種制度の適正化に向けた取組

1 出入国・在留管理等の適正化・外国人受入れについて

(3) 不法滞在者ゼロプランの強力な推進等

ア 不法滞在者ゼロプランの強力な推進等

- 難民認定申請の審査の迅速化のための取組を確実に実施し、A I などデジタル技術の活用も検討しながら難民認定手続の審査手続の迅速化を図るための体制を整備することにより、当面の目標として、全体の平均処理期間について令和12年までに6か月とする
- 不法滞在者ゼロを理念とし、当面の目標として、令和9年までに護送官付き国費送還の件数を令和6年の249人から倍増させることなどにより、退去強制が確定した外国人を令和12年末までに半減
- 退去強制事由の拡大（対象犯罪の拡大）について、海外事例を参考にしながら検討

イ 不法就労対策の強力な推進等

① 偽変造在留カード対策や不法就労を助長する者の取締りの強化等

- 不法就労助長者については、刑事処分の内容にかかわらず、警察等から情報提供を受けるなどして積極的に退去強制手続を執ることとする
- 在留カード等読取アプリケーション及び失効情報照会の普及を促進するとともに、これらの連携を含めて機能を充実させ、不法就労対策及び偽変造在留カード対策を推進

② 外国人雇用状況届出制度の運用改善

- 外国人雇用状況の届出義務を徹底するため、未届・虚偽届事案や、事業主の対応が悪質な事案への対応に係る都道府県労働局及びハローワークと警察等関係機関との連携を強化。また、出入国在留管理庁と厚生労働省の連携を強化し、事業主に在留カード等読取アプリケーションの使用の確認を厳格化

ウ 外国人犯罪への適切な対応

- 組織的窃盗等の違法行為に関し、国内関係機関が緊密に連携するとともに外国捜査機関等との連携を強化

エ 被仮放免者等の情報共有

- 被仮放免者等の情報について、令和8年度中を目途に、出入国在留管理庁が把握する被仮放免者等の情報の市区町村に対するプッシュ型での提供を開始（R8年度中）

オ 外免切替の厳格な運用等

- 交通違反・事故に関して、警察から出入国在留管理庁への被仮放免者等に係る条件違反等の情報提供について、警察庁と出入国在留管理庁との協議を進め、令和7年度中に運用を開始
- 引き続き、外免切替や免許証更新時の厳格な運用を徹底（R7以降）、海外調査や交通事故実態等を踏まえ、更なる外国人運転者による適正な運転の確保のための方策を検討

II 国民の安全・安心のための取組

第1 既存のルールへの遵守、各種制度の適正化に向けた取組

1 出入国・在留管理等の適正化・外国人受入れについて

（４）秩序ある共生社会の実現に向けた受入れ環境整備

- 我が国に在留する外国人（帯同家族を含む。）が、日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムの創設を検討。創設に当たり、来日前、来日後初期、中期、長期の各段階やライフステージ、出身国・地域に応じて必要な内容（取組）を調査・検討し、各省庁が実施する各種取組を精査の上、省庁横断的な実施を考慮。その上で、当該プログラムを受講の上、内容を理解していることを在留審査における考慮要素とすることについて、対象とする在留資格も含め、検討

（５）在留許可手数料・査証手数料の見直し

- 入管法について所要の改正を行うなどした上で、令和8年度中に在留許可手数料を見直して引上げを実施し、外国人に関わる各種施策・出入国在留管理の体制を強化・拡充（R8年度中）

（６）外国人の受入れの基本的な在り方の検討

- 外国人に係る諸課題（社会保障や教育、文化・宗教などを含め）を整理し、具体的な調査・検討課題を明らかにした上で、関係省庁で連携して政府全体での検討を推進、受入れに関する基本的な考え方を検討
- 上記検討において、外国人の受入れに当たっての国・地方公共団体・受入れ機関等との役割分担、関連する将来推計等を踏まえた受入れの在り方等を総合的に検討

II 国民の安全・安心のための取組

第1 既存のルールへの遵守、各種制度の適正化に向けた取組

2 外国人制度の適正化等について

(1) マイナンバー等を活用した情報連携の更なる活用

- 入管庁が関係機関から国民健康保険料及び国民年金保険料の納付情報、地方税の課税情報、医療保険被保険者等資格情報等の提供を受け、また、入管庁が関係機関に対して、国籍、在留資格情報、出入国関連情報等を提供（R9.3以降）（再掲）

(2) 税・社会保障・医療に係る制度の適正化

ア 国民健康保険料の収納対策・保険適用の在り方等の検討

- 健康保険（健康保険組合・協会けんぽ）に係るマイナンバーによる情報連携による国籍等の情報取得（R9）

イ 医療費不払への対応

- 医療費不払のある訪日外国人の情報を共有するシステムの基準額引下げ（R8）、対象の中長期在留者への拡大（R9）
- 入国前から民間医療保険への加入を求めるための制度的取組の検討

ウ 出産育児一時金（海外療養費）への対応

- 出産育児一時金及び海外療養費の適正化に向けた対策等の周知

エ 感染症予防と健康診断

- 中長期間滞在する外国人の入国要件として、予防接種記録や健康診断受診結果等の提出を求めることを、他国の状況を調査（R8夏目途）の上、検討

オ 脱退一時金と社会保障協定

- 在留外国人の多い国々との交渉等を含め、社会保障協定の締結促進

カ 生活保護制度の運用の適正化

- 国籍・在留資格等のマイナンバーによる情報連携、外国人の適正な制度利用に向けた入管行政との連携

キ 租税条約の見直し

- 外国人留学生等の給与の免税規定を有する条約の改正を働きかけ、適切に見直す

(3) 日本語教育の充実

ア 来日前の日本語教育

- 育成就労制度の開始に向け、現地における日本語教育カリキュラム・教材開発支援、日本語教師の育成等、海外の日本語教育活動を支援

イ 大人（労働者）に対する日本語教育

- 育成就労制度における日本語講習モデルカリキュラムの開発・普及促進
- 監理支援機関や育成就労実施者において認定日本語教育機関や登録日本語教員による日本語講習が円滑に行われるよう運用

ウ 大人（生活者）に対する日本語教育

- オンライン日本語学習教材の充実、地方公共団体による地域日本語教育の総合的な体制づくりへの財政支援の拡充
- 地域日本語教育に関するガイドラインの作成等を検討

エ 子供に対する日本語教育

- 「プレスクール（仮称）」（初期支援）の方策の検討、ICTや生成AIの活用も含めた指導内容・方法等のガイドラインの提示、日本語指導補助者等への支援の拡充、地方公共団体への財政支援等の拡充

オ 日本語教師の養成・研修及び社会的地位の向上

- 我が国に在留する外国人（帯同家族を含む。）が日本語や我が国の制度・ルール等を学習するためのプログラムなど、留学生の受入れに限らない場での認定日本語教育機関や登録日本語教員の活用方策の検討と登録日本語教員の処遇改善の推進

II 国民の安全・安心のための取組

第1 既存のルールの遵守、各種制度の適正化に向けた取組

2 外国人制度の適正化等について

（4）福祉・教育・住居等制度の適正化

ア 児童手当の適正化

- 居住実態や監護実態を適切に把握した上での支給を徹底するため、出入国関連情報のマイナンバーによる情報連携を実施（R9.3以降）

イ 就学援助制度の運用の見直し・適正化

- 就学援助について、居住実態を把握した上で、適切な支給となるよう、出入国在留管理庁等の関係省庁が保有する外国人情報との連携の在り方等の検討

ウ 外国人留学生に対する支援に係る運用の適正化

- 主として日本人の博士後期課程への進学を支援する事業における事業目的に照らした外国人留学生への生活費相当額の支援は行わない見直し、また、外国人留学生の在籍管理の適正を欠く大学等の指定・公表、在籍管理の適正性も注視した上での経営に課題を抱える大学等への指導強化

エ 外国人学校に対する支援に係る運用の適正化

- 各補助金の趣旨や目的に沿った適正かつ透明性のある執行の確保を促進

オ 公営住宅・UR賃貸住宅等への外国人の入居

- 公営住宅・UR賃貸住宅等への新規入居者の国籍等の把握、追加的な対応の検討

カ 土葬に関する整理・検討

- 土葬を含む墓地経営の許可事務等の実情調査（R7年度）
- 地域の状況に応じて自治体が事務を滞りなく行う観点から、参考となる他地域の条例を周知するなど必要な整理・検討

キ 外国法人等による予報業務に関する規制の強化

- 許可申請時の外国法人等に対する国内代表者等の指定義務付けや、許可を取得せずに予報業務を行う者等の氏名等の公表などの取組の実施

（5）民泊・オーバーツーリズムへの対応

ア 各種民泊の適切な運営確保

- 命令・罰則などの事例の周知等による無届民泊に対する厳正な取締りや抑止の推進、生活環境の悪影響を防止する一定の規制の考え方の周知
- 各種民泊データの一元管理を通じた仲介サイトからの違法民泊の確実な排除、地域の実情に応じた条例制定等のためのガイドライン見直し検討
- 不適切な民泊への厳正な処分・規制方策の検討、出入国管理等との連携方策の検討、事業者のDX推進方策の検討、各種民泊制度の差異への対応検討

イ オーバーツーリズム対策の強化等

- 各地における生活道路の渋滞対策や公共交通の混雑対策、マナー違反对策などを支援
- オーバーツーリズム対策の集中的実施・抜本的強化、特定の都市・地域への集中の是正と観光客の分散の推進
(令和8年度税制改正大綱に基づく所要の法改正を経た上で、国際観光旅客税の税率引上げにより確保する財源等も活用)
- オーバーツーリズムへの点的な取組に加えて、地方誘客を促進することによりインバウンドのフローを構造的に変革

II 国民の安全・安心のための取組

第2 土地取得等のルールの中身を、国土の適切な利用及び管理に向けた取組

1 土地所有等情報の透明性向上

- 不動産登記、森林法をはじめ、土地関連制度において国籍を把握
- 多額の現金による不動産取得の事例が指摘される中、不動産取得に係るマネロン対策を強化
- 取引がない土地等（ストック）の所有者の国籍把握（登記名義人から試算）を検討
- 土地所有等情報の更なる透明性向上に向け、法人の実質的支配者の把握強化の検討（FATF（金融活動作業部会）対日審査対応との連携）

2 土地所有等情報の公開性確保

- 土地所有等情報を集約したデータベースとして不動産ベース・レジストリを整備し、行政機関等や国民が適切にアクセスできる仕組みの構築を検討（R9年度以降実施予定）

3 マンションの取引実態の把握

- 大都市部の新築マンションを対象に、短期売買や国外からの取得に関する実態調査を実施
- 不動産登記の国籍把握を踏まえ、国内居住者を含む外国人によるマンション取得実態を把握

4 地下水採取に関する実態把握

- 地下水採取を規制している条例及び外国人等による地下水採取事例に関する調査を実施
- メディアやSNS等で発信される外国人の地下水採取への具体的な懸念について情報収集や事実関係の確認を行い、必要に応じ対応策を検討（R7年度実施予定）
- 国土全域で実態把握・適切な地下水管理をするため、国籍情報を含め、統一的な考え方による地下水採取の実態把握や地下水の適正な保全と利用について、実効性のある仕組みの検討を開始（R7年度実施予定）
- 地下水を採取する法人の実質的支配者の把握についても検討

5 外国人の土地取得等のルールの中身を

- 安全保障の観点からの土地取得等のルールについて、立法事実を整理し、他国の例も参考に、国際約束との関係の具体的な精査を含め、対象者（日本人・外国人を問わず対象とするか、外国人に限定するか等）、規制内容（許可制、審査付事前届出制、立入検査等）、対象となる土地等を検討し、骨格をとりまとめ（R8年夏）

（参考）土地取得等のルールにおける諸外国の例

- ① 内外無差別の形で、安全保障等の観点から不動産の取得・利用を規制するケース（イギリス、フランス、イタリア）
 - ② 外国人に対して、安全保障等の観点から不動産の取得を規制するケース（アメリカ、オーストラリア、韓国）
 - ③ 外国人に対して、住宅の取得を規制するケース（カナダ、オーストラリア、韓国、シンガポール）
- 国内居住者を含む外国人によるマンション取得の実態が明らかになれば、諸外国の取組も参考に、必要な対応策を検討
 - 無主の離島の国有財産化や、安全保障の観点から必要な場合には離島の土地の取引等のルール化を含めて対策を検討

Ⅲ 外国人が日本社会に円滑に適応するための取組

1 日本語教育の充実（再掲）

2 秩序ある共生社会の実現に向けた受入れ環境整備（再掲）

3 情報発信・相談体制の強化

（1）外国人の目線に立った情報発信の強化

- 安全・安心な生活・就労のために必要な基礎的情報を掲載した「生活・就労ガイドブック」の作成及び「外国人生活支援ポータルサイト」への掲載

（2）外国人が抱える問題に寄り添った相談体制の強化

- 外国人在留支援センター（FRESC）型の相談窓口の地方展開など相談窓口の更なる体制整備

（3）情報発信及び相談対応におけるやさしい日本語の更なる促進

- やさしい日本語の普及に向けた研修の実施

4 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

（1）「乳幼児期」、「学齢期」を中心とした外国人に対する支援等

- 子育て中の親子同士の交流、子育て中の不安・悩みを相談できる場の提供等を行う地域子育て支援拠点事業の実施

（2）「青壮年期」初期を中心とした外国人に対する支援等

- 日本語指導の「特別の教育課程」を編成・実施している事例の周知・普及

（3）「青壮年期」を中心とした外国人に対する支援等

- 高度外国人材活躍地域コンソーシアムによる外国人留学生の就職・活躍の推進
- 日本人社員と外国籍社員の職場における双方向の学びの動画教材や手引きの周知及び活用促進
- 国土交通分野における外国人材の受入れに係る共生の取組

（4）「高齢期」を中心とした外国人に対する支援等

- 外国人に対する年金制度に関する周知・広報の継続と充実の検討

（5）ライフステージに共通する取組

- 外国人が犯罪被害者になることや外国人コミュニティ等に対する犯罪組織の浸透の防止に向けた取組
- 金融機関における外国人の口座開設等（送金・口座振替・デビットカードの利用を含む。）の金融サービスの利便性向上に係る取組等

5 その他

（1）秩序ある共生社会の実現に向けた、日本社会の意識醸成

- 外国人との共生に係る啓発月間の推進、各種啓発イベント等の実施

（2）外国人に対する支援や在留管理のための情報収集及び関係機関間の連携

- 民間支援団体等が行う外国人に対するアウトリーチ支援事業の実施による情報発信等の充実、強化

（3）交付金の在り方の見直しを含む、支援策の拡充

- 一元的相談窓口の相談員が、地域の団地や公民館等に出向き、「生活オリエンテーション動画」や「外国人生活支援ポータルサイト」を活用して、日本の制度や生活マナーをアウトリーチ型で情報発信する取組を試行的に実施
- 受入環境整備に取り組む地方公共団体への支援を一層充実させるため、上記のアウトリーチ型のオリエンテーションの試行実施の実施状況等を踏まえつつ、地方公共団体からの意見・要望等を整理し、外国人受入環境整備交付金についての見直し等、一元的相談窓口の改善に向けた方策を検討するなど、国と地方公共団体が連携して課題に取り組む

（4）外国人の生活状況に係る実態把握のための政府統計の充実等

- 出入国在留管理庁が保有する行政記録の活用の在り方に関するニーズ調査の結果を踏まえ、実現可能な統計表から、順次作成・公表等の実施
- 外国人労働者の労働条件等の雇用管理、労働移動等の実態把握のための統計調査の実施